

磐田市新型コロナウイルス感染症対策本部 第28回本部会議

と き：令和3年8月6日（金） 16：30

ところ：防災センター

次 第

1 開 会

2 各作業部会からの報告

- ・ 危機管理部会
- ・ 保健医療対策部会
- ・ 企画調整部会

3 その他

4 閉 会

静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部 第19回本部員会議

次 第

日時：令和3年8月6日（金）

午後2時30分～

場所：別館9階 特別第1会議室

1 開 会

2 議 事

- | | |
|------------------------------|-----|
| (1) 新型コロナウイルス感染症者発生・入院等の状況 | 資料1 |
| (2) 静岡県新型コロナウイルス医療専門家会議からの提言 | 資料2 |
| (3) 医療提供体制の確保及び感染対策に向けた取組 | 資料3 |
| (4) 警戒レベルの引上げ | 資料4 |
| (5) まん延防止等重点措置を踏まえた今後の対応方針 | 資料5 |
| (6) その他 | |

3 知事からの指示

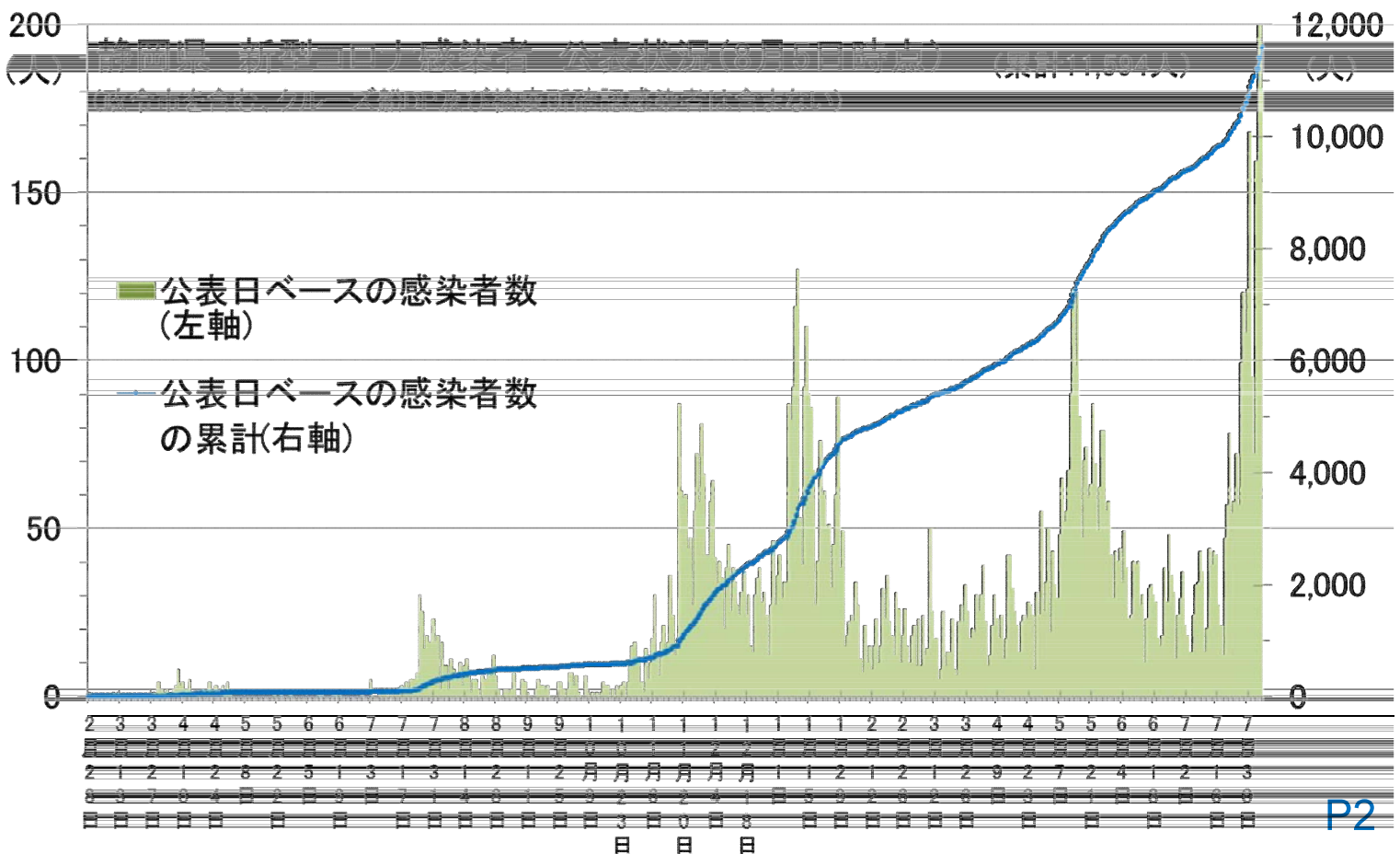
4 閉 会

※本部員会議終了後、午後3時30分から知事記者会見を開催（別館2階第2会議室）
「県民への呼びかけ」を行う。

静岡県の新 型コロナウイルス感染症者 発生・入院等の状況 (2021年8月5日時点)

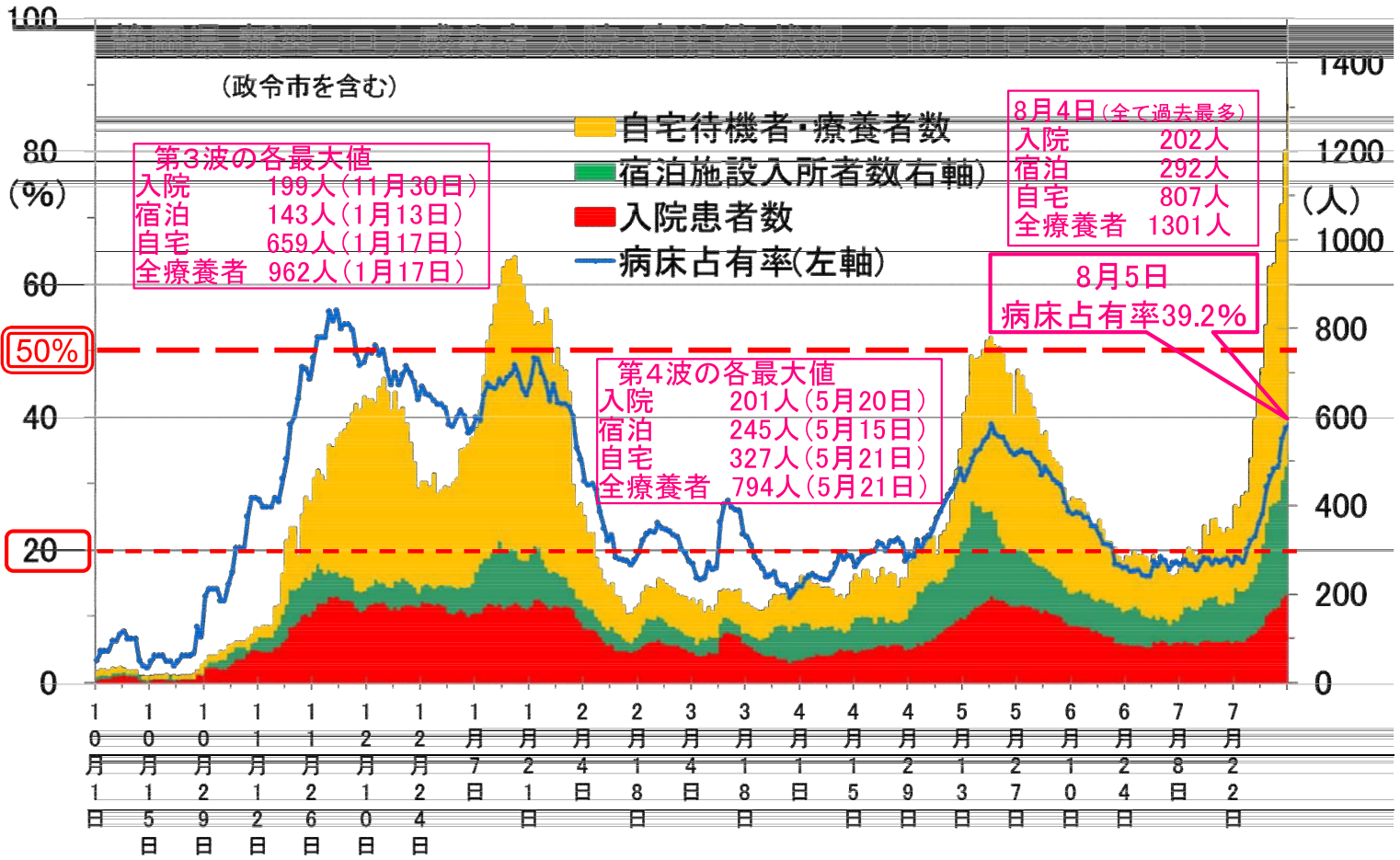
静岡県健康福祉部 新型コロナウイルス対策課

P1

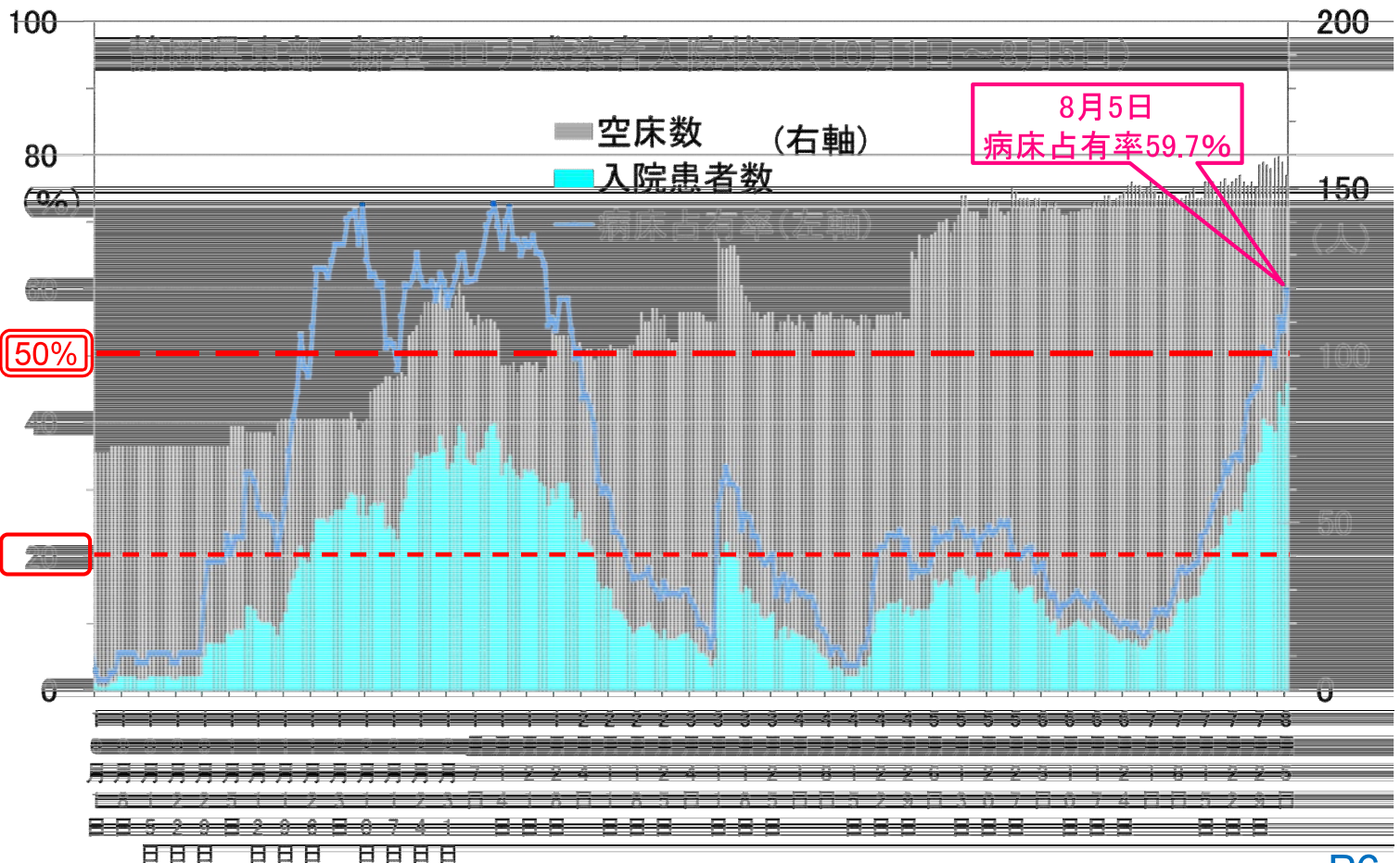


P2

月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
その月の公表者数	9人	61人	4人	6人	192人	207人	61人	115人	1012人	1013人	1909人	551人	574人	746人	1930人	941人	1573人	709人



P5



P6

静岡県新型コロナウイルス感染症医療専門家会議（第2回）からの提言

7月下旬より新型コロナ患者数がこれまでになく急激に増加したことを受け、県内の新型コロナ受入病床の状況は非常に厳しいものとなっています。

現在、ほぼ連日100人台の新規感染者が発生しており、人口10万人あたりの1週間の新規感染者数は25を越え、全療養者数も1,300人に達し、国の感染状況のステージIVに相当しています。この未曾有の感染拡大により、県全体の病床利用率は40%に迫り、東部地域は60%に届こうとしています。

このような医療現場の強いひっ迫状況を踏まえて、8月4日開催の第16回県感染症対策専門家会議で出されたコロナ医療の提供体制整備に関する諸意見を、翌5日開催の第2回県医療専門家会議で協議し、提言として下記にまとめました。

記

1. 更なる重症病床の確保
2. 現在、入院患者を受け入れていない病院での入院患者の受入促進
3. 疑い患者用の病床について、可能な範囲で陽性患者用の病床に転換
4. 入院患者について、病状が安定していれば隔離期間であっても医師が退院可能と判断した場合は、後方支援病院への転院や宿泊施設や自宅での療養を促進
5. 既存の宿泊療養施設について、地域の医療機関と連携し療養体制を強化
6. 新規の宿泊療養施設について、未設置医療圏域への設置を検討
7. 自宅療養者について、地域の診療所による診療体制の充実

医療提供体制の確保及び感染対策に向けた取組

(健康福祉部)

1 医療提供体制の確保

通常医療に影響を与えない範囲で、新型コロナウイルス感染症患者の受入病床を可能な限り確保するため、下記事項について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく協力要請を行う。

<要請事項>

(1) 病床確保

- ・重症病床の更なる確保
- ・疑い患者用病床の陽性患者受入病床への転換

(2) 病床の回転率の向上

- ・退院基準を満たす前でも軽快した患者については、転院又は自宅又は宿泊療養を促進

<支援策の発動>

- ・重点医療機関等の確保病床に対する空床補助単価を1.5倍に引き上げ
- ・後方支援病院についても確保病床に対する空床補償を実施

2 自宅療養者や宿泊療養者への診療体制の確立

- ・地域の医療機関と連携し、自宅療養者への診療体制の充実
- ・宿泊療養施設の医療体制を強化

3 新規の宿泊療養施設の設置検討

- ・未設置医療圏への設置を検討

4 クラスタ発生抑制

- ・デルタ株の感染力は強く、様々な施設・団体に発生すると見込まれることから、高齢者・障害者・児童福祉施設及び幼稚園や希望する学校に対して、抗原定性簡易キットを配布し、感染者を早期発見

5 保健所機能の維持

- ・保健所における積極的疫学調査や陽性者の入院調整の機能を維持するため人員を補強

6 デルタ株が主流となる中での感染対策の呼びかけ

- ・デルタ株は、ワクチン接種者も感染することを周知し、マスクの着用の継続など基本的な感染対策の継続を呼びかけ

8月6日（金）現在は「警戒レベル6（**嚴重警戒**）」で、「**まん延防止等重点措置**」が適用されています。

資料4-1

本県は、国の警戒区分で「ステージⅣ」、県の感染流行期で「感染まん延期・後期」です。

県の感染状況は、1週間の新規感染者数が人口10万人当たり27.4人、病床占有率が県全体で30%を超え、特に東部地域では病床占有率が50%を超えるなど、**医療体制の逼迫度合いが非常に高まっています。**

こうした中、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部において、**本県が「まん延防止等重点措置」の区域として適用**を受けました。**夏休みや帰省、イベントの開催等、人流が拡大する時期を迎えており、これ以上の感染拡大を、なんとしても防止しなければなりません。**

変異株の感染力の強さを踏まえ、医療機関への通院や生活必需品の購入など、真に必要な移動を除いた**不要不急の外出や県境を跨ぐ移動の自粛、徹底した「密」の回避、屋外の飲食の場を含めたマスクの着用など、一層の感染防止行動の徹底**してください。

県民の皆様には、以下の対策に取り組んでください。

- ① 医療機関への通院や生活必需品の購入、職場への出勤、健康維持のために必要な運動等を除き、**不要不急の外出を自粛**してください。
- ② **すべての都道府県との不要不急の移動・往来は自粛**してください。
- ③ 3つの密（「密閉」「密集」「密接」）の条件が揃う場面を避けるのはもとより、変異株の強い感染力を踏まえ、**たとえ「1つの密」であっても回避**してください。人と人との距離を従来以上に離すことを心がけるとともに、屋外であっても密にならないよう配慮してください。
- ④ ワクチンを接種しても感染のリスクがあることから、マスクの着用を継続してください。
- ⑤ 飲食の場での感染リスクが高いことを踏まえ、**飲食店での黙食と会話時のマスク着用の徹底**してください。未成年者による飲食クラスターの発生事例があったことから、親睦会等の飲食機会を回避してください。
- ⑥ 飲食店を利用する場合は、**本県が推進している「ふじのくに安全・安心（飲食店）認証」を受けた店舗や同等の感染防止対策を講じた店舗を利用**してください。

<まん延防止等重点措置の概要>

（期 間）令和3年8月8日（日）～8月31日（火）

（措置区域）県東部・賀茂地域、静岡市、浜松市

（措置内容）○飲食店等に対する営業時間の短縮要請 ○大規模集客施設等への営業時間の短縮要請

【8月7日（土）以降】
県境を跨ぐ不要不急の移動制限

本県における国の感染警戒区分
ステージⅣ相当

【凡例】

- 注意して訪問可
- 慎重に行動
- 特に慎重に行動
- 回避（まん延防止等重点措置又は独自措置等）
- 回避（緊急事態宣言）

※当面の間、全ての都道府県との不要不急の往来を自粛

※まん延防止等重点措置適用市町村については別紙参照

次回発表予定
8月13日（金）
※上記発表前でも必要に応じて随時発表する場合があります

◎県内移動に関する行動制限

まん延防止等重点措置適用中

- 医療機関への通院や生活必需品の購入、職場への出勤、健康維持のために必要な運動等を除き、**不要不急の外出を自粛**をしてください。
- マスクの着用、たとえ「1密」でも回避するなど「新しい生活様式」を徹底し、人の移動や人に会うことに感染リスクが伴うことを忘れずに、慎重に行動してください。
- 同居の御家族以外の方と食事をする際には、「食事は黙って食べ」、「会話をする時はマスクを着用」してください。その場合も、できる限り少人数で行ってください。
- 訪問先の施設で、感染防止対策が十分行われているかは訪問前に必ず確認してください。「対策が不十分な店への訪問はしない」ということの徹底をお願いいたします。

◎県境を跨ぐ不要不急の移動に関する行動制限

※不要不急の移動は、旅行や帰省など、時期を改めることが可能な行動であり、通勤、通学など日常生活に必要な行動の自粛をお願いするものではありません。

○全ての外出について、マスクの着用など「新しい生活様式」を徹底し、自分や相手が**感染しているかもしれないという意識を持って、注意して行動してください。**

※外出・訪問の検討にあたっては、各自治体が発表している行動制限を尊重してください。
 ※本県を訪問される方には、県民の皆様からも呼びかけてください。

(1) 回避／訪問自粛	次の地域では、感染拡大が顕著であり、不要不急の外出自粛等が発出されていますので、不要不急の移動を回避してください。また、当該地域の皆様は、本県への「不要不急の訪問の自粛」をお願いします。
	緊急事態宣言 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、沖縄県 (6都府県)
	まん延防止等重点措置の地域 北海道、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、石川県、愛知県、滋賀県、京都府、兵庫県、福岡県、熊本県 (12道府県) [北海道] 札幌市 [福島県] いわき市 [茨城県] 水戸市 等38市町村 [栃木県] 宇都宮市 等23市町 [群馬県] 前橋市 等20市町 [石川県] 金沢市 [愛知県] 名古屋市 等22市町 [滋賀県] (調整中) [京都府] 京都市 [兵庫県] 神戸市 等15市町 [福岡県] 福岡市 等22市町村 [熊本県] 熊本市 [※市町村の詳細は別紙]
独自の外出自粛等を発出している地域 岩手県、宮城県、秋田県、富山県、福井県、鳥取県、長崎県、宮崎県 (8県) [※市町村の詳細は別紙]	
(2) 特に慎重に行動	次の地域への移動については、特に慎重に行動してください。また、当該地域の皆様は、本県への訪問の際には「特に慎重な行動」をお願いします。 新潟県、山梨県、長野県、三重県、奈良県、和歌山県、岡山県、広島県、香川県、佐賀県、大分県 (11県)
(3) 慎重に行動	次の地域への移動については、慎重に行動してください。また、当該地域の皆様は、本県への訪問の際には「慎重な行動」をお願いします。 青森県、山形県、岐阜県、島根県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県、鹿児島県 (9県)
(4) 注意して訪問可	次の地域への移動については、注意して行動してください。また、当該地域の皆様は、本県への訪問の際には注意して行動をお願いします。 -

※当面の間、全ての都道府県との不要不急の往来を自粛

※不要不急の外出自粛が要請されている地域の皆様は、飲食店等の営業時間の短縮等の要請に伴う閉店後の時間帯に、県境を越えて訪問されることについて自粛をお願いします。

◎新型コロナウイルスへの感染防止は、見えない感染者(※)に、「近づく可能性をどうすれば減らせるのか」、「知らずに出会っても、うつらないようにできるか」が、大切です。
 ※見えない感染者：感染していても無症状や軽症で、自分が感染していることに気付いていない人。発症前2日前から感染力があるなど、本人が知らないまま、他人に感染させてしまうリスクがある。



飲食店等に関するお願い

○飲食店等の皆様へ

まん延防止等重点措置の適用に伴い、食品衛生法の営業許可を受けた飲食店や喫茶店※の皆様へ、次のとおり要請します。

※デリバリー、テイクアウト、ホテル・旅館において宿泊者に限定して食事を提供する食堂、コンビニのイートインなどは除きます。

要請期間：令和3年8月8日（日）0時から8月31日（火）24時まで 対象区域：措置区域
営業時間短縮要請（酒類提供の時間）
（法第31条の6第1項に基づく要請） <ul style="list-style-type: none"> ・営業時間は5時から20時まで ・酒類の提供（利用者による酒類の持ち込みを含む。以下同じ。）は行わないこと
営業にあたっての要請内容
（法第31条の6第1項に基づく要請） <ul style="list-style-type: none"> ・従業員に対する検査を受けることの推奨 ・入場をする者の整理等 ・感染防止措置を実施しない者の入場の禁止 （入場済みの方の退場を含む） ・手指消毒設備の設置と消毒、施設の換気 ・マスクの着用その他の感染防止に関する措置の入場者に対する周知 ・アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等飛沫感染防止等の対策 ・カラオケ設備の利用自粛
（法第24条第9項に基づく要請） <ul style="list-style-type: none"> ・ふじのくに安全・安心認証（飲食店）を取得するなど、感染防止対策の業種別ガイドラインの遵守

○県民の皆様へ

県民の皆様におかれては、営業時間の短縮を要請する時間外に該当店舗へ、みだりに出入りしないようにしてください。

大規模集客施設等に関するお願い

大規模集客施設等について、営業時間短縮等を要請します。

要請期間：令和3年8月8日（日）0時から8月31日（火）24時まで		
対象区域：措置区域		
■ 商業施設等		
施設の種類	内 訳	1,000m ² 超
商業施設（食品、医薬品、その他生活に欠くことができない物品の売り場を除く）	大規模小売店、百貨店、ショッピングセンター、スーパー等	（法第24条第9項に基づく要請） ・営業時間は5時から20時まで
遊技施設	マーじゃん店、パチンコ店、ゲームセンター等	
遊興施設※（食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗を除く）	個室ビデオ店、射的場、勝馬投票券販売所等	
サービス業を営む施設（生活必需サービスを除く）	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステサロン、リラクゼーション等	
■ イベント関連施設		
施設の種類	内 訳	1,000m ² 超
劇場、映画館等	劇場、観覧場、演芸場、映画館、プラネタリウム等	（法第24条第9項に基づく要請） ・営業時間は5時から20時まで ※イベント開催の場合は21時までの営業可
集会・展示施設	集会場、公会堂、展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール	
ホテル・旅館	ホテル・旅館（集会の用に供する部分に限る）	
運動施設、遊技施設	体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、ボウリング場、スポーツジム、ホットヨガ、ヨガスタジオ、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、テーマパーク、遊園地等	
博物館等	博物館、美術館等	
結婚式場	結婚式場	飲食店等に準じる。

※遊興施設のうち、食品衛生法上の飲食店営業許可を受けている店舗は、飲食店の取扱いによる特措法第31条の6第1項に基づく要請の対象（「飲食店等に関するお願い」参照）

- ・人数制限は、5000人かつ大声での歓声、声援等が想定されるものにあつては、収容定員の50%以内
- ・感染の防止のための入場者の整理及び誘導、発熱その他の症状を呈している者の入場の禁止を要請
- ・飲食店等の取扱いは、飲食店に対する営業時間短縮の要請内容（特措法第31条の6第1項）に準じる。

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等
重点措置に係る静岡県の対応方針（案）

令和 3 年 8 月 5 日、新型インフルエンザ等対策特別特措法（以下、「法」という。）第 31 条の 4 第 3 項に基づく新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示を受け、政府対策本部の基本的対処方針に基づき、次の必要な措置等を行う。

1 措置を実施する期間

令和 3 年 8 月 8 日（日）～8 月 31 日（火）

2 措置区域

沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、富士市、御殿場市、下田市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、函南町、清水町、長泉町、小山町、静岡市、浜松市

3 措置区域で実施する措置の内容

デルタ株による感染拡大が顕著な県東部地域及び飲食店や大規模集客施設が集中する静岡市、浜松市において、人流を抑制し、人と人との接触機会を減らすために、法第 31 条の 6 第 1 項に基づく「飲食店に対する営業時間の短縮要請」を実施するとともに、法第 24 条第 9 項に基づく「大規模集客施設への営業時間の短縮要請」を以下のとおり実施する。

(1) 飲食店等への要請

①飲食店事業者への要請

食品衛生法の営業許可を受けた飲食店や喫茶店（デリバリー、テイクアウト、ホテル・旅館において宿泊者に限定して食事を提供する食堂、コンビニのイートインなどは除く。）に対し、次のとおり要請する。

要請期間：令和3年8月8日（日）0時から8月31日（火）24時まで 対象区域：措置区域
営業時間短縮要請（酒類提供の時間）
（法第31条の6第1項に基づく要請） ・営業時間は5時から20時まで ・酒類の提供（利用者による酒類の持ち込みを含む。以下同じ。）は行わないこと
営業にあたっての要請内容
（法第31条の6第1項に基づく要請） ・従業員に対する検査を受けることの推奨 ・入場をする者の整理等 ・感染防止措置を実施しない者の入場の禁止 （入場済みの方の退場を含む） ・手指消毒設備の設置と消毒、施設の換気 ・マスクの着用その他の感染防止に関する措置の入場者に対する周知 ・アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等飛沫感染防止等の対策 ・飲食を主として業としている店舗において、カラオケ設備の利用自粛
（法第24条第9項に基づく要請） ・ふじのくに安全・安心認証（飲食店）を取得するなど、感染防止対策の業種別ガイドラインの遵守

②県民への要請

法第31条の6第2項に基づき、県民に対し、営業時間の短縮を要請する時間外に該当店舗へみだりに出入りしないよう要請する。

(2) 飲食店以外の施設への対応

大規模集客施設等について、営業時間短縮等について要請を行う。

要請期間：令和3年8月8日（日）0時から8月31日（火）24時まで		
対象区域：措置区域		
■商業施設等		
施設の種類	内 訳	1,000m ² 超
商業施設（食品、医薬品、その他生活に欠くことができない物品の売り場を除く）	大規模小売店、百貨店、ショッピングセンター、スーパー等	（法第24条第9項に基づく要請） ・営業時間は5時から20時まで
遊技施設	マーチャン店、パチンコ店、ゲームセンター等	
遊興施設※（食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗を除く）	個室ビデオ店、射的場、勝馬投票券販売所等	
サービス業を営む施設（生活必需サービスを除く）	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステサロン、リラクゼーション等	
■イベント関連施設		
施設の種類	内 訳	1,000m ² 超
劇場、映画館等	劇場、観覧場、演芸場、映画館、プラネタリウム等	（法第24条第9項に基づく要請） ・21時までの営業時間短縮要請 ※イベント開催以外の場合は20時までの営業時間短縮を要請
集会・展示施設	集会場、公会堂、展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール	
ホテル・旅館	ホテル・旅館（集会の用に供する部分に限る）	
運動施設、遊技施設	体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、ボウリング場、スポーツジム、ホットヨガ、ヨガスタジオ、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、テーマパーク、遊園地等	（法第24条第9項に基づく要請） ・20時までの営業時間短縮要請 ※イベント開催の場合は21時までの営業可
博物館等	博物館、美術館等	
結婚式場	結婚式場	飲食店等に準じる。

※遊興施設のうち、食品衛生法上の飲食店営業許可を受けている店舗は、飲食店の取扱いによる特措法第31条の6第1項に基づく要請の対象となる。

- ・イベント関連施設の利用は、イベント開催か否かにかかわらず、4(2)①「開催制限の目安等」の遵守を要請する。
- ・感染の防止のための入場者の整理及び誘導、発熱その他の症状を呈している者の入場の禁止を要請する。
- ・飲食を提供する場合は、飲食店か否かにかかわらず、飲食店に対する営業時間短縮及び酒類提供自粛の要請内容に準ずる。

(3) 県主催のイベント等への対応

人流の拡大を抑制するために、措置区域における県主催のイベントや会議等について、中止・延期を含めた開催方法の見直しを実施する。

4 全県で実施する措置の内容

ふじのくにシステムに基づき、感染の状況等を継続的に監視・評価し、県民に対し、県内外の感染状況など適切な情報提供を行う。

デルタ株をはじめとする変異株ウイルスは、従来株やアルファ株に比べ感染力が非常に強く、若年層への急速な感染拡大やワクチン接種が終わっていない成人の重症化が懸念されていることから、不織布マスクの確実な着用や手指消毒、常時換気またはこまめな換気（1時間に2回以上かつ1回に5分以上）、人と人との間隔を2メートル空けるなどの基本的対策については、従来以上の徹底を図るほか、集団や団体を形成する場面を極力減らす、学校の部活動や事業所・福祉施設等での休憩室利用は細心の注意を払うことなどを呼びかける。

感染防止や重症化リスクの軽減が期待されるワクチンの接種については、希望者の全員ができる限り早期に接種を終えるよう、県と市町・医療従事者・事業者等が連携して取り組む。

一方、デルタ株は、ワクチン接種者も感染（いわゆるブレークスルー感染）するため、マスク着用の継続を徹底する。

(1) 密の徹底回避、移動及び人との接触機会の減少

① 県民への外出自粛要請

県民に対し、医療機関への通院や食料・医療品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など生活や健康の維持のために必要なものを除き、不要不急の外出自粛を要請する。

② 県境を跨ぐ移動制限

すべての都道府県との不要不急の移動・往来は自粛を要請する。とりわけ、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の対象地域との移動・往来は回避するよう強く要請する。

③ 「密」の回避

従来、3密（「密閉」「密集」「密接」）の条件が揃う場面において、感染が拡大するとされてきたが、デルタ株の強い感染力を踏まえ、現在は、たとえ「1密」であっても回避することが求められる。人と人との距離を従来以上に離すことを心がけるとともに、屋外であっても密にならないよう配慮する必要がある。

④会話や歌唱の際の注意

マスクを着用していない会話や歌唱などで感染が拡大する事例を踏まえ、室内や移動中の車内、カラオケでの感染に注意するよう呼びかける。また、デルタ株の強い感染力を踏まえ、マスクを着用していても、大声の会話・歌唱については、屋外を含めて、感染リスクが高まることを注意喚起する。

⑤飲食の際の注意

飲食の場での感染リスクが高いことを踏まえ、飲食店での黙食と会話時のマスク着用の徹底を継続的に呼びかける。

また、仲間同士で行うバーベキューやホームパーティーでの感染拡大が見られることから、同居家族以外との多人数での飲食をはじめ、路上や公園での飲食は自粛するよう呼びかける。

未成年者による飲食クラスターの発生事例があったことから、親睦会等の飲食機会の回避又は感染防止に向けた注意喚起を徹底する。

⑥飲食店等での対策

飲食店を利用する場合は、本県が推進している「ふじのくに安全・安心（飲食店）認証」を受けた店舗を利用するよう呼びかける。県の認証店舗が近くにない場合は、市町や飲食業団体が一定の感染対策を実施していると認めている店舗を利用するよう呼びかける。

(2) 催物（イベント）の開催制限等

①開催制限の目安等

下記収容率または人数上限のいずれか小さい方

- ・収容率：100%以内（大声なし*）又は50%以内（大声あり）
- ・人数上限：5,000人以下

※大声での歓声、声援等がないことの判断については、実態に照らして、個別具体的に判断する。

②主催者における感染対策

県内で開催される催物等において、主催者に、マスクの着用、入場時の検温、密集の回避などの基本的な感染防止対策の徹底や参加者名簿の作成、接触確認アプリ（COCOA）等の活用を働きかけ、適正に実施するよう呼びかける。

また、県境を跨ぐ移動・往来の自粛を要請している趣旨を踏まえ、全国的な催物の開催については、県外からの参加自粛の呼びかけを行うなど慎重な対応を要請する。

なお、飲食の取扱いについては、酒類提供を含め飲食店に対する要請内容に準じることとする。

③事前相談の対応

参加者が1,000人を超える催物又は全国的・広域的な移動を伴う催物は、事前相談を行う。

(3) 感染者数の抑制

①事業所、医療・福祉施設等での対策

業種別ガイドラインによる感染防止対策の徹底をはじめ、換気・湿度・二酸化炭素濃度などの管理を行い、感染しにくい環境を確保するよう呼びかける。

入館・入室者の検温、施設利用自粛、マスク着用、手指消毒などの徹底を呼びかけるとともに、顧客や利用者の名簿作成、接触確認アプリ（COCOA）の活用などの対策を呼びかける。

感染リスクが高まる「5つの場面」の回避、特に、「居場所の切り替わり」時（休憩室、更衣室、喫煙室等）の感染防止対策について、注意喚起する。

事業者に対しては、在宅勤務（テレワーク）、時差通勤、自転車通勤、人との接触を低減する取組など、「出勤者の7割削減」を含めた感染防止対策の強化を要請する。

②学校教育活動での対策

デルタ株等の変異株ウイルスについては、若年層への感染拡大が従来株よりも強く懸念されることから、基本的な感染防止対策の更なる徹底を児童・生徒・学生に周知する。

幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、大学等において、感染防止と学習機会の確保の両立が図られるよう適切な対応を要請する。

部活動、課外活動等における集団行動・団体行動の場で感染リスクが高まることを踏まえ感染防止対策を徹底する。

③クラスター発生の抑制

デルタ株の感染力は強く、様々な施設・団体にクラスターが発生すると見込まれることから、高齢者・障害者・児童福祉施設・幼稚園等及び希望する学校に対し、抗原定性簡易キットを配布し、感染者の早期発見に努める。

(4) 医療提供体制及び療養体制の充実・強化

①病床の確保

感染者を受け入れる病床を確保するため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症予防法」という。）第16条の2第1項に基づき県内医療機関に対して病床確保等について協力要請する。具体的には重症病床の更なる確保、疑い患者用病床の陽性患者受入病床への転換などを要請する。

②病床の回転率の向上

病床の逼迫を緩和するため、退院基準を満たす前でも軽快した患者については、転床、転院又は退院（自宅療養）を促進する。このため、後方支援病院の確保や自宅療養体制を整える。

③保健所機能の維持

感染対策の最前線にある保健所における積極的疫学調査や陽性者の入院調整の機能を維持するため、最大限の努力を行う。

(5) ワクチン接種の推進

ワクチン接種は、新型コロナウイルス対策の切り札である。このため市町

が進めるワクチン接種の計画が滞ることがないように支援していく。また、副反応等の情報を適切に県民に提供し、接種に対する不安を取り除く取組を進める。

(6) その他

①経済・雇用対策

ア 飲食店や宿泊施設が取り組む感染防止対策が一定の基準に適合した場合に店舗や施設ごとに認証する「ふじのくに安全・安心認証制度」を普及するため、関係事業者には制度を周知するとともに、認証取得のために要した感染対策経費について必要な助成を行う。

イ 感染症の動向と経済に与える影響を的確に把握し、感染防止対策を講じつつ、県制度融資による資金繰り支援、雇用調整助成金等による雇用維持といった緊急対策に引き続き注力していく。

ウ 全国知事会と歩調をあわせ、持続化給付金の再度の支給や雇用調整助成金の特例措置の延長等について、国に対して強く求めていく。

エ GoToEatキャンペーン事業について、引き続き、テイクアウト、デリバリーを除き、発行済みの食事券の利用自粛を呼びかける。

オ 地域観光支援事業である「バイ・シズオカ～今こそ！しずおか！！元気旅！！～」については、既に新たな予約に対する割引を停止しており、事業終了である8月31日までは再開しない。

②誹謗中傷等の根絶に向けた呼びかけ

感染された方やその治療に懸命に対応されている医療従事者の方々をはじめ、飲食等の業界に携わる事業者・従業員、用事があって来県した他地域の方などを対象とした心ない誹謗中傷や差別的対応の根絶に向けた啓発を継続的に実施する。

新型コロナウイルス感染症対策本部 第19回本部員会議

本部長指示事項

現在、首都圏を中心とした感染力が非常に強いデルタ株の感染拡大が全国に広がっています。本県でも、県東部から感染拡大が始まり、中部や、西部でも、急速に感染が広がってきています。

また、本県は、昨日、政府対策本部の基本的対処方針において、初めて、「まん延防止等重点措置」の区域として決定されました。

本県は、今後の感染拡大抑止のため、ここで踏みとどまれるかどうかという、大変な重大局面にあります。警戒レベルは、最高位のレベル6（厳重警戒）に引き上げました。

本日決定した今後の対応方針に基づき、各部局が、自ら何ができるかを再度よく考え、持ちうる力を最大限発揮し、全庁での連携を強く意識し、本県の医療提供体制の確保と感染拡大防止に向け、全力で取り組んでください。

県民の皆様は、デルタ株の感染力の強さを認識いただくため、8月31日までの間、基本的な感染防止対策の徹底はもとより、不要不急の外出自粛や県境を跨ぐ移動の自粛など感染リスクを下げる行動をとっていただくよう、各部局で関係団体等を通じた広報を積極的に行うほか、県職員一人一人が広報マンとなって、広く感染防止対策の周知を図ってください。

飲食店事業者の皆様は営業時間の短縮要請やアルコール提供の自粛を要請いたしますが、安全・安心認証制度の推進など感染防止対策の遵守と併せて、団体を所管する健康福祉部を中心に、関係の皆様への周知・徹底を図ってください。

また、人流抑制の観点から、商業施設やスポーツ施設など、大規模集客施設への営業時間短縮の要請を行います。県商工会議所、商工会等の

経済団体やスポーツ・文化団体を所管する経済産業部やスポーツ・文化観光部を中心に、施設管理者等に対して、営業時間の短縮要請の周知徹底を行ってください。

また、全ての業種・業態において、感染防止対策が徹底されるよう、各業界ごとの感染拡大予防ガイドラインの遵守などについて、各部が、所管する関連団体等を通じて、今一度、積極的な要請を行ってください。

措置区域における県主催のイベント等については、人流の拡大を抑制するため、中止・延期を含めた開催方法の見直しを行ってください。

どうしても中止や延期等の対応が困難なイベント等については、直行・直帰の呼びかけや行事内容の一部見直しなど、感染リスクの高い行動の回避し、感染防止対策を徹底してください。民間イベントの相談についても、同様に、現状を丁寧に説明し、対策の徹底を呼び掛けてください。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止は、全ての県職員が関わるべき仕事です。各部局は、全ての県民の皆様に共通認識を持っていただけますよう、感染拡大防止のための広報に積極的に取り組み、全庁で強く協力して、対策に取り組んでください。

新型コロナウイルス感染症

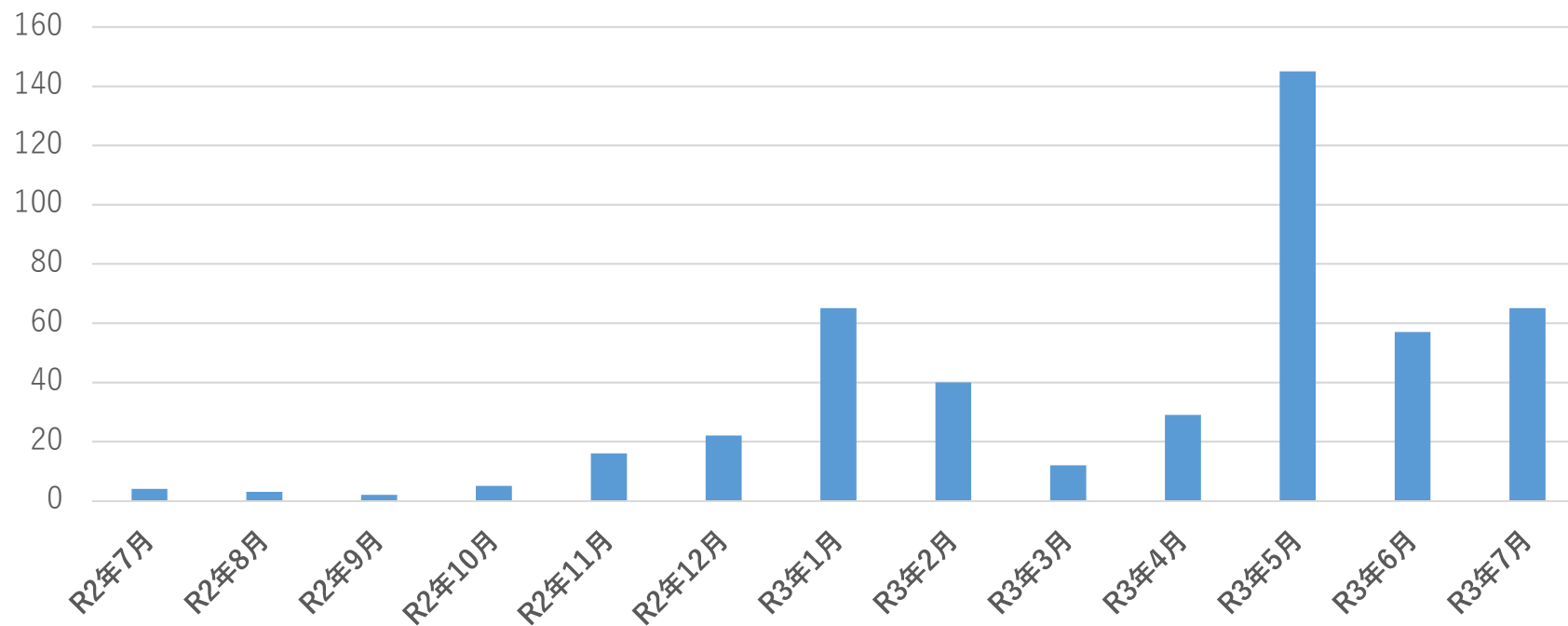
市内陽性者の分析
(7月31日までに公表された465人分)

磐田市

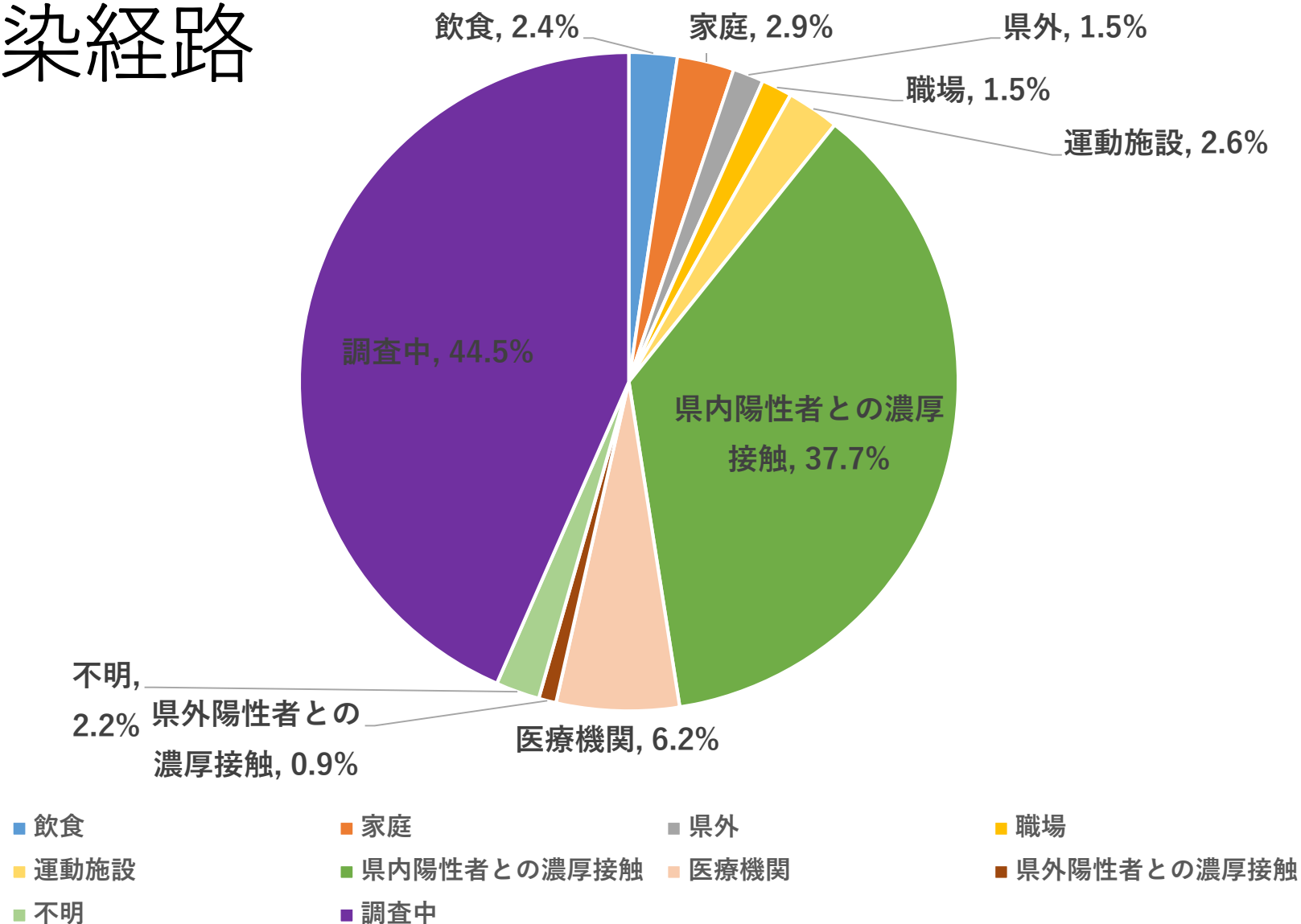
感染状況

月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R3.1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
人数	4人	3人	2人	5人	16人	22人	65人	40人	12人	29人	145人	57人	65人

月別感染者

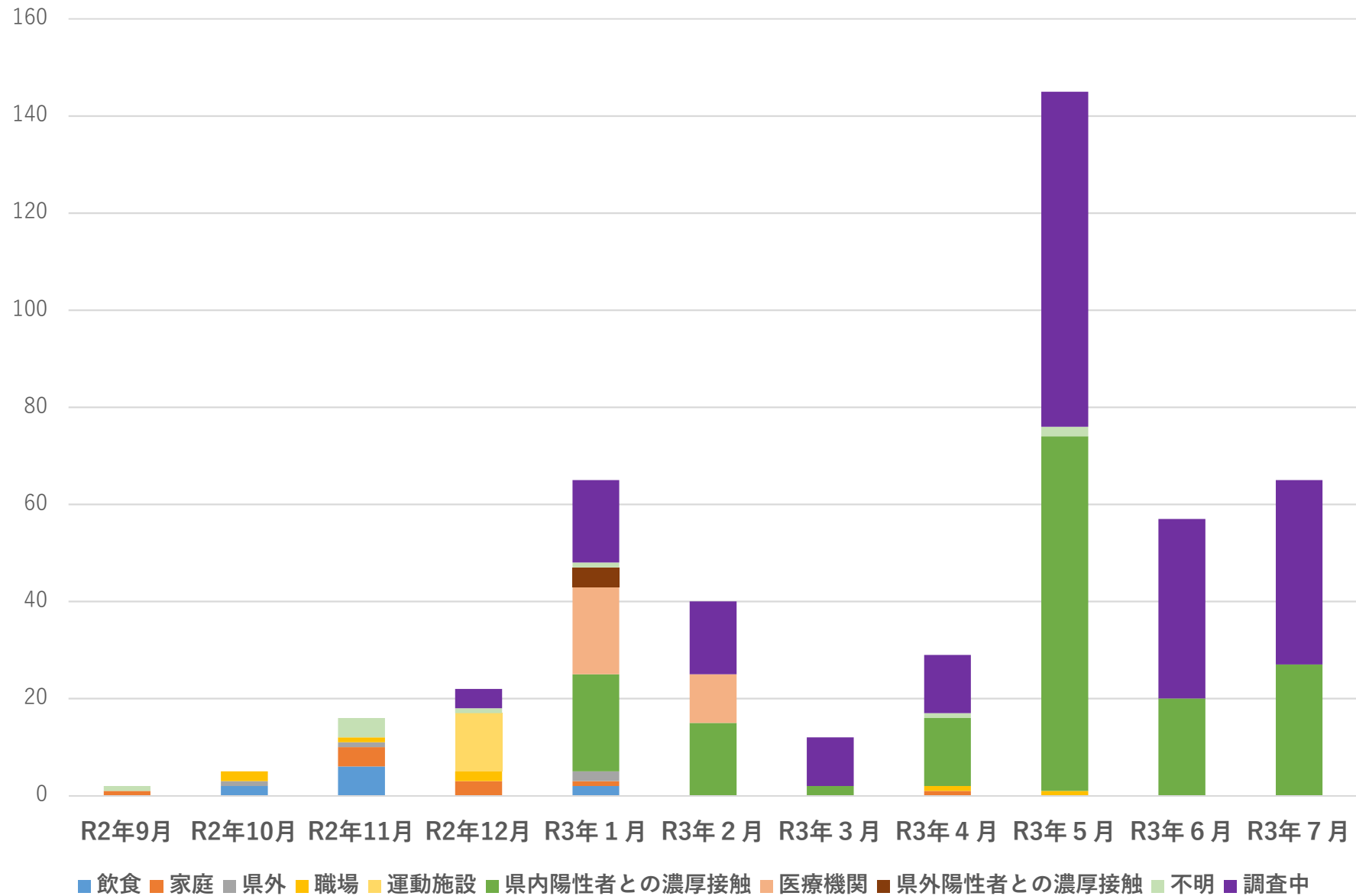


感染経路



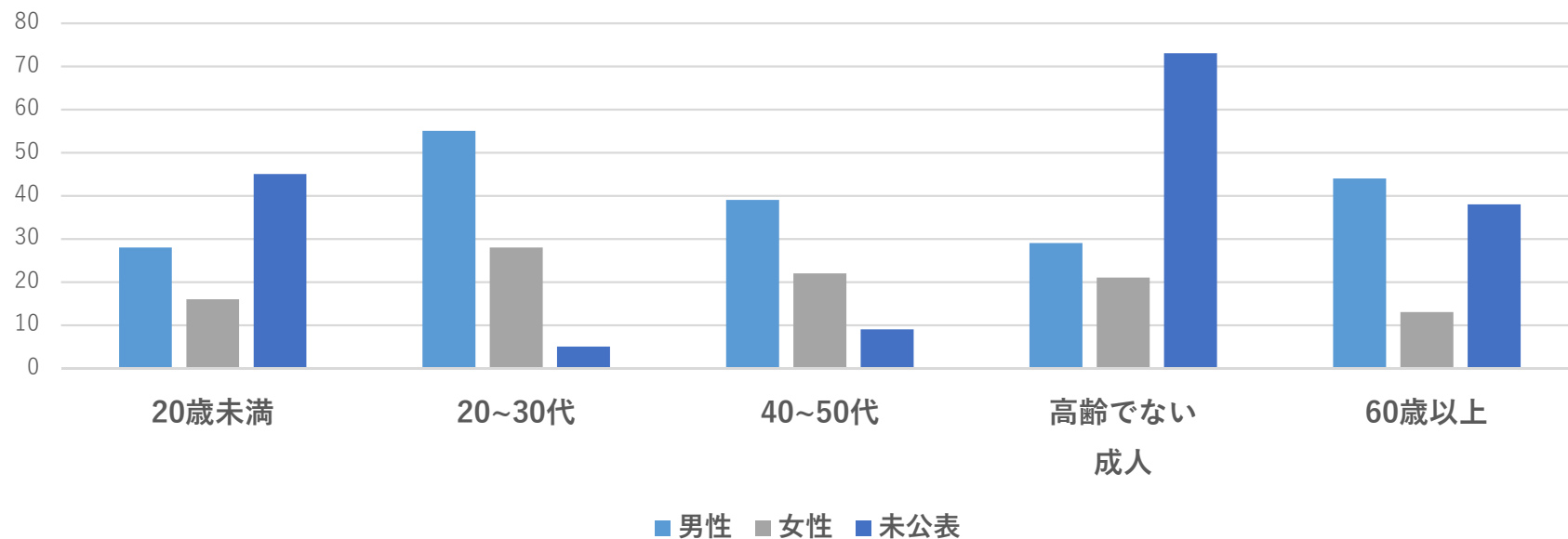
7月後半には市内の学校でクラスターが発生。未成年者の感染が増加した。

感染状況（感染経路）

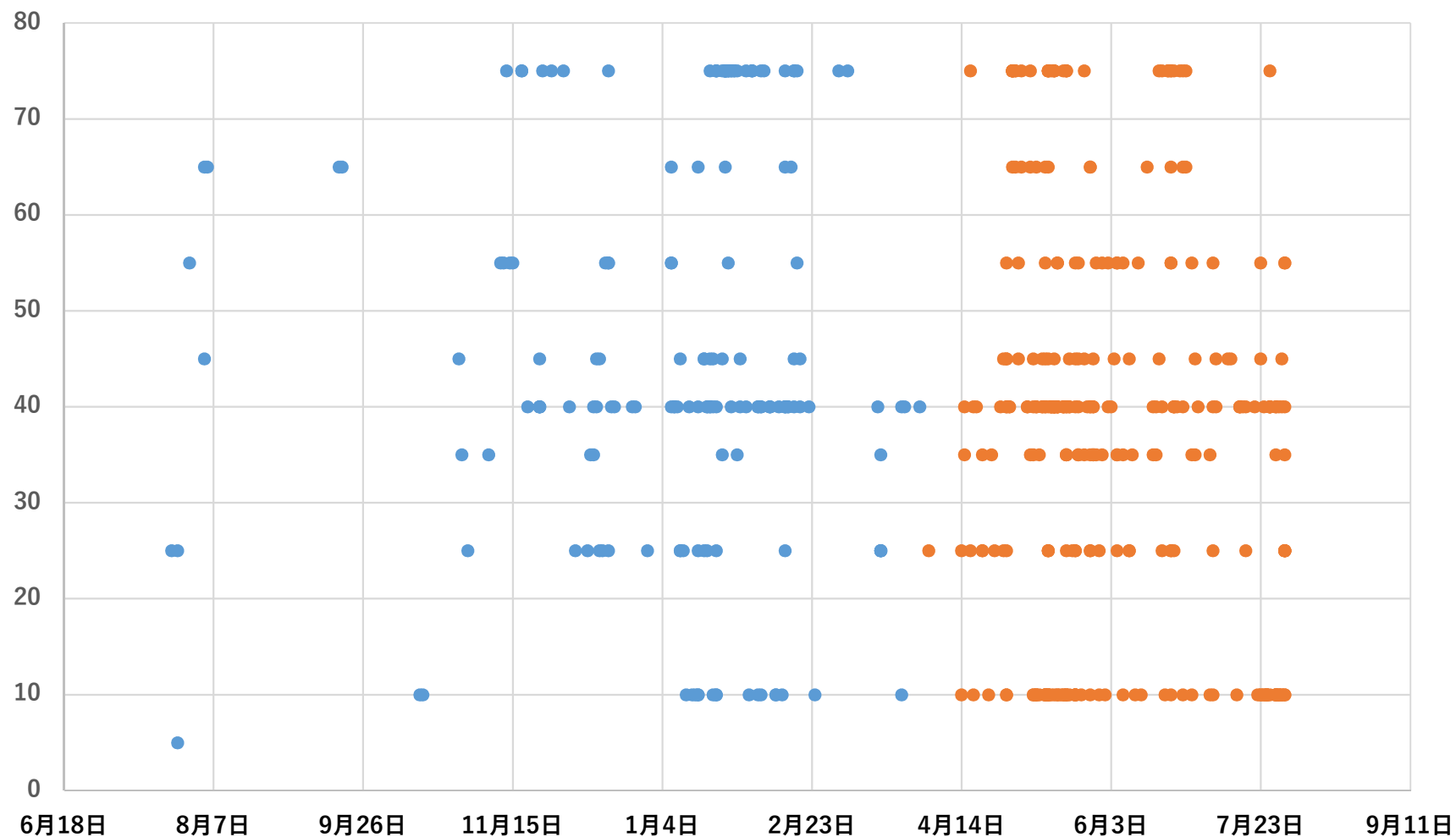


陽性者の性別・年齢状況

性別 年齢	20歳未満	20~30代	40~50代	高齢でない 成人	60歳以上	合計
男性	28 6.0%	55 11.8%	39 8.4%	29 6.2%	44 9.5%	195人
女性	16 3.4%	28 6.0%	22 4.7%	21 4.5%	13 2.8%	100人
未公表	45 9.7%	5 1.1%	9 1.9%	73 15.7%	38 8.2%	170人
合計	89人 19.1%	88人 18.9%	70人 15.1%	123人 26.5%	95人 20.4%	465人



陽性者の年齢分布



※R3.4～オレンジ色の分布

未成年者：10 20代：25 30代：35 40代：45 50代：55 60代：65
 高齢者：75 高齢でない成人：40 で表示